

石のおもりと土のおもり

—古代権衡の地方普及をめぐる—

菅原祥夫

1 はじめに

一元的な支配を目指す律令国家にとって、度量衡制度、つまり、長さ・容量・重さの基準の統一は必要不可欠であった。そのため、いち早く唐の制度を導入し(註1)、基準となる「様」を地方へ配布したと考えられている(註2)。このうち衡(重さ)の研究は、制度上の分野で進んでいるものの(註3)、実際の地方への普及状況の解明は遅れているのが現状と思われる。

筆者は、かねてから福島県文化財センター白河館収蔵資料の中に周知されていない石・土製の錘の存在に気が付き、

一昨年は福島県の生業関連遺物の集成で、この権衡資料に触れる項目を設けた(註4)。ただ、紙幅の関係から説明は不十分であり、実測図・写真の提示は類例を含め見送らざるを得なかった。そこで

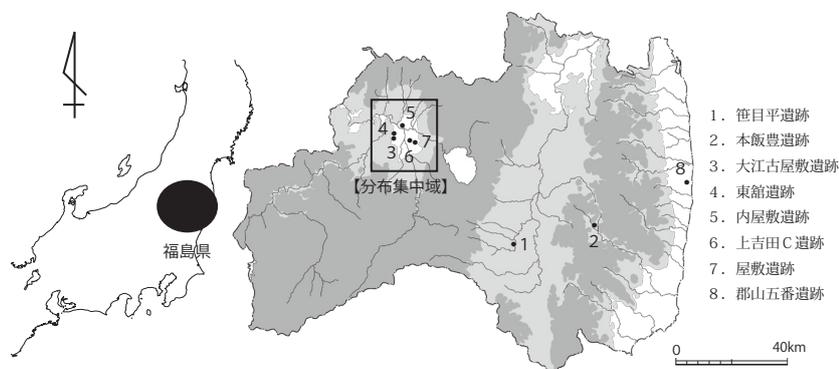


図1 関連遺跡分布

小論は、この資料を広く県民の方々に紹介し、併せて、類例との比較検討を行うことで、東北における古代権衡の普及状況を探る一助としたい。

2 研究の現状と課題

出土権衡資料の研究史は、まだ浅い。1987年に谷口義介氏が滋賀県桜内遺跡出土の銅製品を秤の錘と認定したことに始まり(註5)、その後、宮本佐知子氏の全国を網羅した研究を契機にして(註6)、各地で集成と分析が進められている(註7)。とりわけ、関東・北陸の進展はめざましく、東北の普及状況を相対評価する上では、好条件が整っている。

以下に、研究の現状と課題を示す。

(1) 権衡とは

権衡とは、『職員例』「権衡謂、権懸錘也、衡横木也、所知軽重者也」の記述にあるとおり、権が秤の錘、衡は棹を意味する。秤には、棹の片方に測りたいものに乗せ、他方にその重さに見合う錘に乗せ、その釣り合ったところで測る天秤と、棹に目盛を付けておき、吊るした錘を左右に動かして釣り合ったところの目盛で重さを測る棹秤の2つがある。前者は、決まった重さの錘 = 分銅が必要なのに対し(註8)、後者は決まった重さの錘は必要でなく、基準となる原器

によって、棹の長さや錘の重さを、支点からの位置を規定して使用する。

都城では、延喜式と正倉院文書の物品リストから、金属類、糸・布・毛類、海藻類、薬類などの重さを測ったことが明らかにされており(註9)、地方も同様であったと考えられる。

(2) 錘の種類

出土権衡資料のうち、95%以上は、今回扱う錘が占めている。素材別には、金属・土・石製に分かれ、さらに金属製は銅製と鉄製、土製は須恵製と土師製に分かれる。このうち金属製は重さの変動がなく、鑄造製作される銅製は、鍛造の鉄製に対して同一規格品が量産可能な点で、とくに優れている。このことは、『延喜式』「凡用度量権官司、皆給様。其様皆銅為之」の記述から、銅製が基準となる原器であり、中央から地方の官司へ「様」として配布されたと考えられることに、対応する。

対して、土・石製は重さにばらつきが認められるが、金属製をはるかに上回る出土量があり、遺存率を勘案しても、最も一般的に使用された錘であったことが、确实視できる。したがって、地方へ普及した秤の基本は、棹秤の可能性が高い。

なお、重さの単位の1両は、平均41.89gという数値が算出されている(註10)。

(3) 錘の形態変化

次に、7世紀中葉～10世紀を対象に、錘の形態変化を示す(図2)。原器の銅製は、壺形(図2-1)と花卉半球形(図2-2・3)の2形態があり、この基本型はほとんど変化しない。また鉄製も、柱状の形態を呈するが、鈕の一貫して付く点は共通する(図2-4)。

対して、最も一般的に使用された石・土製は、古代前半期(7世紀中葉～8世紀)に原器の

	銅製	鉄製	土製	石製
7世紀				
8世紀				
9・10世紀				

1. 奈良県平城京跡左京 8世紀中～末
 2. 鳥根県出雲国庁 8世紀
 3. 千葉県一本松遺跡 年代不詳
 4. 栃木県金山遺跡 9世紀前：鉄製品
 5. 富山県小杉流団No21遺跡 7世紀末
 6. 富山県友坂遺跡 8世紀中～末
 7. 群馬県保渡田荒神前遺跡 8世紀初
 8. 石川県グミノキバラ窯跡 9世紀前
 9. 福岡県柏原G遺跡 7世紀中～後
 10. 群馬県敷田遺跡 8世紀
 11. 群馬県雨壺遺跡 10世紀初

※縮尺不同

図2 形態変化のモデル

模倣を志向するが、古代後半期（9～10世紀）は形態が単純化することが明らかにされている。鈕の省略された裁頭四角錐形の石製品（図2-11）が、組成の大部分を占め、9世紀末以降には、花卉半球形の原器を真似た土製品の系譜（図2-6・8）は完全に認められなくなる。

その背景については、度量衡に対する規制変化と考えられ、古代前半期の「政策的」な波及に対して、同後半期の「私的レベル」の浸透という、質の違いが想定されている（註11）。

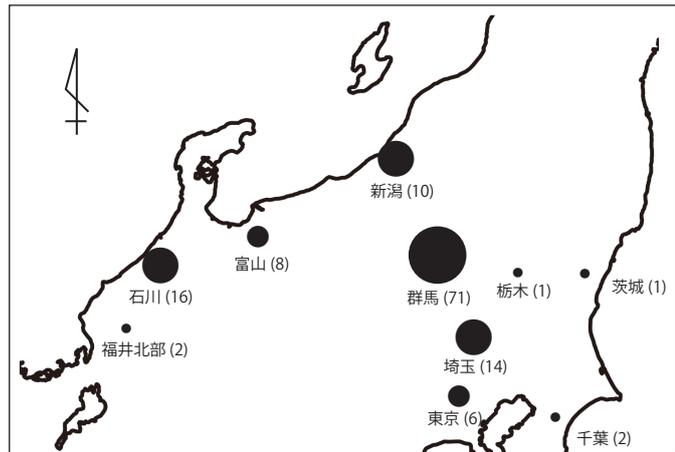


図3 権衡資料の分布

（4）錘の分布傾向

分布に関しては、全国的視野に立った北陸の分析結果から、8世紀の土製錘が目立ち、遠隔地の福岡県と類似する富山県以西と、9・10世紀の石製錘が多く、関東と類似する新潟県の様相差をもとに、西日本：東日本の地域圏構図が示されている（註12）。また、当館収蔵資料を評価する上では、会津に接した新潟県の上述の状況に対し、浜・中通りに接した栃木・茨城県の事例数は関東の中で極端に少ないことが、注目される（図3）。

以上のように、古代権衡の地方普及の解明は進みつつあるが、東北では研究者の関心が低く、集成は未着手である。当館収蔵資料も例外ではなく、正しい評価がなされないまま、ほぼ今日に至っていた。

3 笹目平遺跡の権衡資料

では、まず中通り南部の矢吹町笹目平遺跡から出土した、「石のおもり」の資料紹介から始めることにしたい。

（1）出土遺跡の概要

笹目平遺跡は、9世紀初頭～10世紀中葉に営まれた集落跡である（註13）。権衡資料の錘は、9世紀前半の18号住居跡（6.4 m×5.5 m）から出土しており、当該期の集落は、柱穴の大きな掘立柱建物と竪穴住居で構成される（図4）。調査されたのはごく一部の範囲にとどまるが、この特徴から「官衙風建物群」である可能性が高く（註14）、陸奥南部では数少ない錫杖形鉄製品が出土していることにも（註15）、合致する。権衡資料が出土した18号住居跡は、この雑密系宗教具が出土した13号住居跡と横並びの位置関係にあり、調査区内では唯一壁柱穴を持つ立ち構造となる。

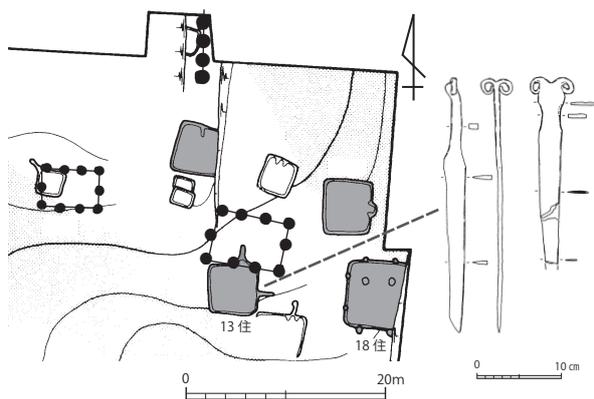


図4 笹目平遺跡

(2) 権衡資料

凝灰岩製の1点である(図5)。古代後半期のモデル(図2-11)に類似した、鈕の省略された裁頭四角錐形で、横方向の紐通し孔が認められる。上端には吊り下げによる擦れた痕跡が観察され、長期間使用されたことが窺える。年代は、住居機能中に掘られた床下ピット中からの出土であり、共伴遺物と見なせることから、9世紀前半と考えられる。

このように、本資料は古代後半期の典型的な石製錘の特徴を備えている。

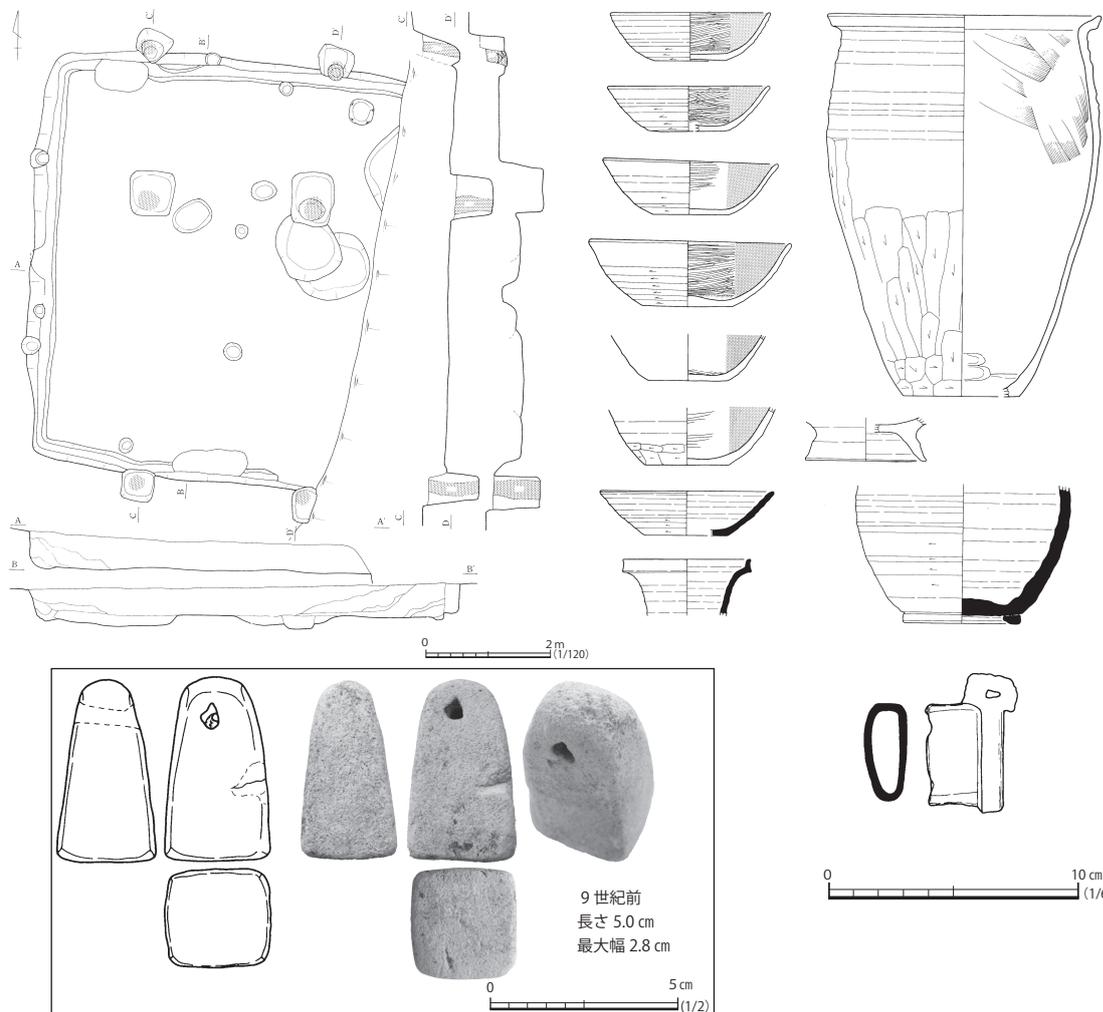


図5 笹目平遺跡 18号住居跡

4 本飯豊遺跡の権衡資料

次に、浜通り阿武隈高地奥部の小野町本飯豊遺跡から出土した、「土のおもり」の資料紹介を行う。

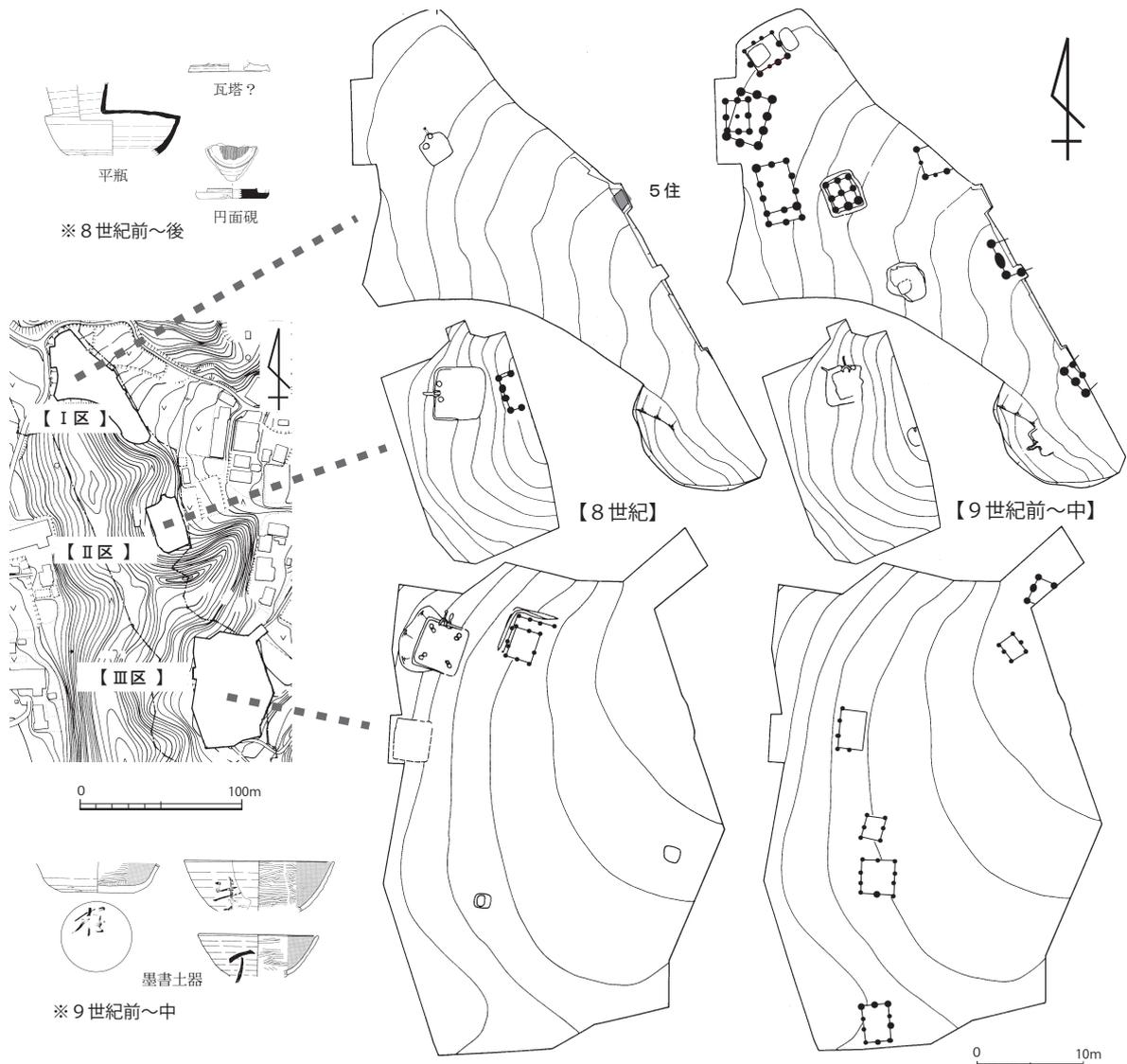


図6 本飯豊遺跡

(1) 出土遺跡の概要

本飯豊遺跡は、7世紀後半～10世紀に営まれた集落跡である(註16)。権衡資料の錘は、8世紀後半のI区5号住居跡(3.0m×不明)から出土したが、当該期の集落景観は、竪穴住居主体の一般的なものである。しかし、8世紀前半～後半の遺物には、平瓶・円面碗・瓦塔が確認され、後続の9世紀前～中葉には多量の墨書土器が伴い、I区は官衙風建物群を擁する集落景観に変貌する(図6)。このことから、一貫して地域の拠点集落であり、権衡資料の出土したI区は有力者の居住域であったと考えられる。また、山間地にもかかわらず、このような性格を有した要因は、浜通りから中通りへ至る交通の要衝地である点に求められ、小野町落合遺跡の所見から(註17)、既に原型は4世紀に形成されていたことが窺える。

(2) 権衡資料

土師製の土製錘2点である(図7)。古代前半期のモデル(図2-7)に類似した、鈕の付

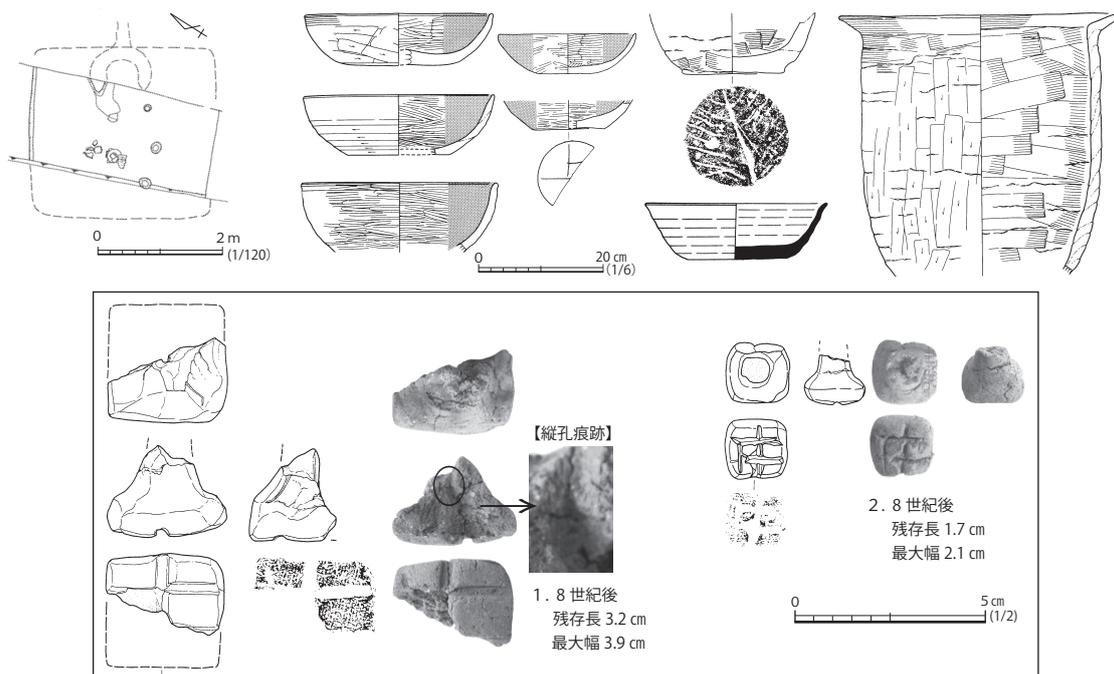


図7 本飯豊遺跡 I 区 5号住居跡

く印章形を呈し、大小関係にある。下面には格子状の線刻が施され、紐通し孔は、図7-1の縦孔痕跡から（図7中央）、横方向+縦方向のタイプ（図2-1）と推定される。年代は、覆土中からの出土であるが、一緒に大量廃棄された土器類の斉一の特徴から、住居跡と同じ8世紀後半とみて差し支えない。

このように、本資料は古代前半期の典型的な土製錘の特徴を備えている。

小 結

以上により、当館収蔵資料は間違いなく、8世紀後半の土製錘と9世紀前半の石製錘であることが判明した。両者の形態的特徴は、関東・北陸の変遷観（古代前半期→同後半期）と合致しており、出土遺跡の性格は、官衙風建物群を有した地域の拠点集落である点で、共通している。

5 東北の類例

では、東北では、他にどのような権衡資料が出土しているのだろうか。

まず、県内で確認できる資料には、5遺跡5例がある（註18）。東館遺跡の例（図8-5）を除き、すべて笹目平遺跡の類例（図8-1～4）となり、出土遺跡は会津における古代後半期（8世紀末～9世紀末）の官衙風建物群に集中する（図9）。対して、本飯豊遺跡の類例は、確実なものが確認できなかった（註19）。

このことから福島県は、古代後半期の石製錘が卓越する点で、東日本地域圏の一部として捉えられ、直接的には、隣接地の分布の延長であり（新潟県→会津、栃木・茨城県→浜通り）、会津に集中域を形成したと言える。

そうなると、次に、東北の他県への広がり問題となるが、実は、まったく出土していない

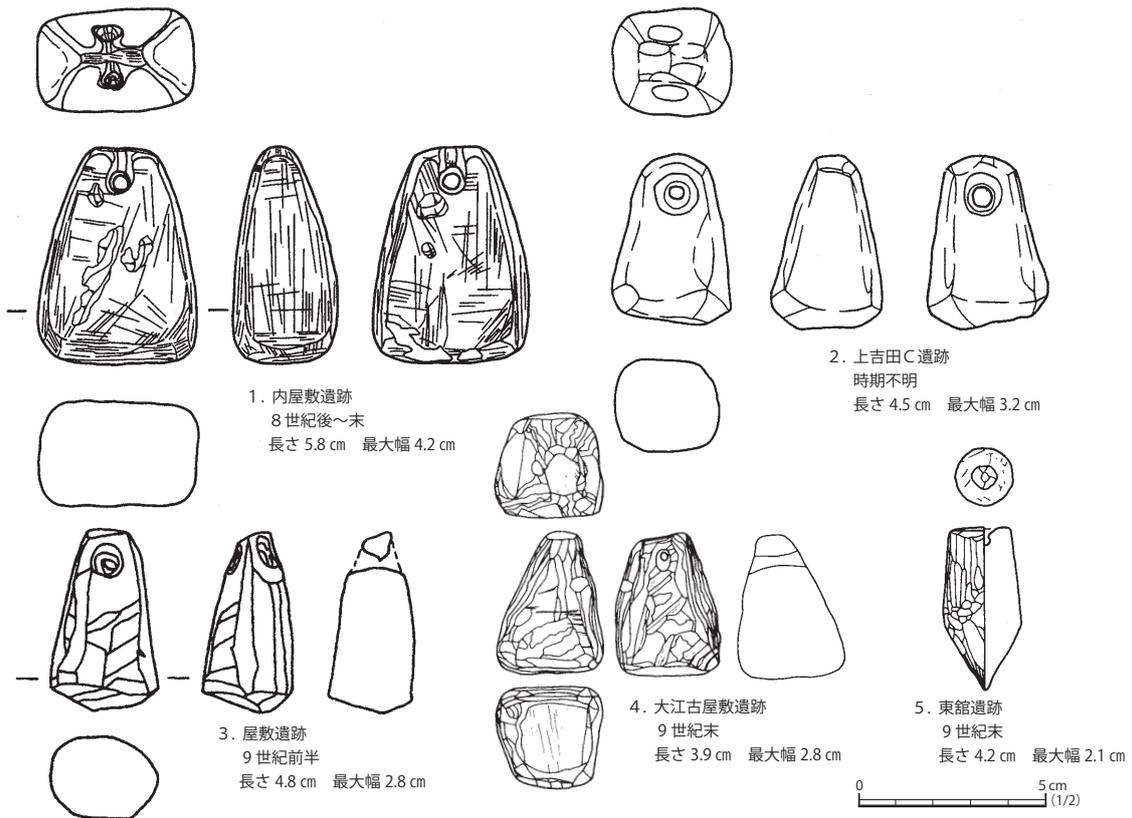


図8 会津の権衡

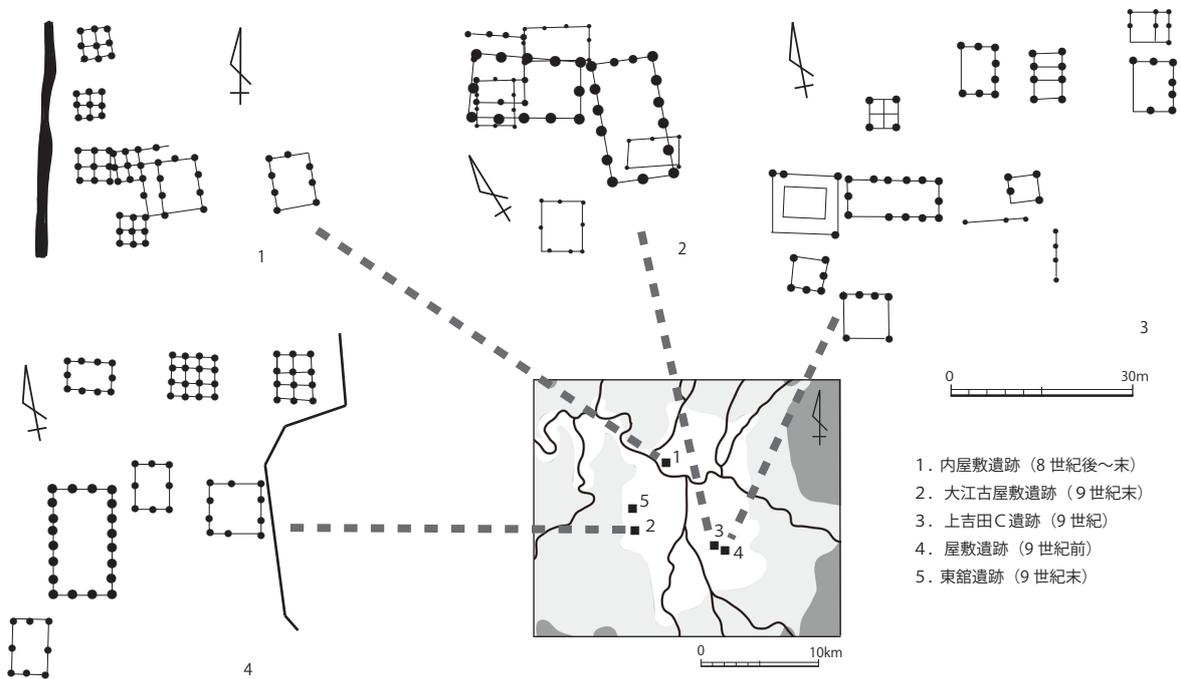


図9 会津の出土遺跡

ことが判明した。度量衡制度の普及が、律令国家の重要政策の1つであるという基本前提からすれば、強力な城柵支配の行われた宮城・山形・岩手・秋田県では、福島県をはるかに上回る出土点数が、当然予想された。しかし、各県の主要研究者に照会を行い、筆者自身も徹底的に探索したが、城柵はおろか、広大な面積の発掘調査された周辺域でも見出すことはできなかつ

た（宮城県山王遺跡、壇の越遺跡、岩手県台太郎遺跡など）。遺存率が低く、リサイクル可能な金属錘はともかく、土・石製錘は、権衡資料と認定されなくても報告書に図示されるはずであり、この事実は重く受け止めなければならない。もちろん、今後の調査によって発見される可能性はあるが、分布の偏在が動く余地は無いと思われる（註20）。

したがって古代権衡の安定した分布圏は、ほぼ現在の福島県＝陸奥南部が北限であったとみなされる。このことは、当該域が大化前代に国造の置かれた、東北では唯一の範囲であることと無関係ではあるまい。

さらにその要因は、出土遺跡の性格と歴史的背景に端的に反映されていると思われるので、次にこの点を検討してみたい。

6 権衡普及の歴史的背景

古代権衡資料の出土遺跡は、7遺跡のうち、6遺跡を古代後半期の官衙風建物群が占め、唯一例外の本飯豊遺跡も、後半期に同建物群へ変貌した。

ところで、古代後半期は律令体制の変質・崩壊期にあたり、地方官人を含む在地有力層が私的経済活動を活発化させて、いわゆる富豪層に成長したことが指摘されている（註21）。官衙風建物群の基本機能は彼らの居宅であり、併せて、末端行政・物資集散基地などの複合機能を兼ね備えた地域拠点と考えられることから、ここに権衡資料が集中することは、整合的に理解することができる。また、類似建物群の出土例は、関東・北陸でも普遍的に確認され、他の出土遺跡の性格も、「市」推定地や手工業生産遺跡など関連性の窺えるものが占めている（註22）。

以上から、古代後半期の東日本地域圏全体に、権衡普及を促す共通の歴史的背景の存在を読み取ることができ、当時の錘の形態変化を、古代前半期の「政策的」な波及に対し、「私的レベル」の浸透という質の違いとみる見解と、合致する。

東北の中で、福島県は古代後半期の官衙風建物群が突出して多く、権衡普及に他県との違いが生じたのはそのためと考えられる。

7 なぜ会津に集中するのか

最後に、なぜ会津に分布が集中するのか。この点に触れてみる。

官衙風建物群の消長は、浜・中通りと会津で違いが認められる。浜・中通りでは、8世紀末～9世紀初頭に出現し、9世紀後半には拠点集落の衰退と連動してほぼ一斉に消滅するのに対し、会津では、出現は同時期であるものの、9世紀後半以降も継続して、むしろ大型化していく傾向が認められる。中でも10世紀前半の会津坂下町大江古屋敷遺跡は、床束・孫庇を持つ四面庇付建物の主屋を配し、越州窯系青磁を保有するなど、地方有力者の居宅としては破格の格式の高さを誇る。主屋の類例は、遠隔地の宮城県大島島田遺跡に認められ、おそらく中央貴族の邸宅を介した類似現象と推定される。また、時期は新しくなるが、12世紀前半の会津坂下町陣が峯城跡から銅製の壺形原器が出土しているのも（註23）、その延長であろう（図10）。

このように、会津に古代権衡資料が集中するのは、普及の担い手が長期間安定して存在した

ためと考えられる。

さらに付言すると、古代後半期の会津には北陸の影響が強く及び^(註24)、前半期の停滞していた在地社会が劇的な飛躍を遂げている（掘立柱建物の早期普及、半地下式卓越の須恵器窯構造圏への再編入、土師器丸底甕・なべの使用など）。新潟県類似の権衡資料の在り方は、そうした動向を示す属性の1つであると評価することが可能と思われる。

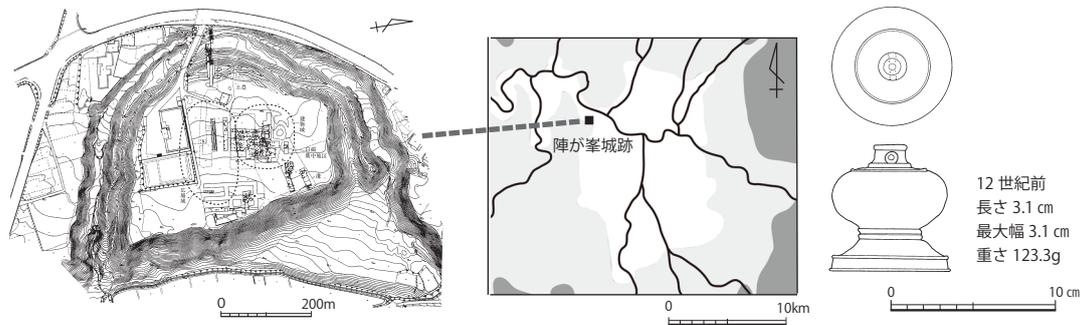


図10 陣が峯城跡

8 おわりに

福島県文化財センター白河館収蔵資料の中には、正当な評価のなされないまま、眠っているものが少なくない。古代権衡資料もその1つであり、小論によって、従来指摘されてきた出土遺跡の性格付けは、さらに厚みを増すことができたと考える。

最後になるが、類例の探索で、次の方々に多大なご協力をいただいた。お名前を記して、感謝申し上げたい。

神谷佳明（群馬県埋蔵文化財調査事業団） 津野仁（栃木県埋蔵文化財センター） 佐々木義則（ひたちなか市文化財センター） 吉田博行（会津坂下町教育委員会） 荒木隆（福島県教育委員会） 伊藤邦弘・高桑弘美・植松暁彦（山形県埋蔵文化財センター） 柳澤和明（東北歴史博物館） 吉野武（宮城県多賀城跡調査研究所） 井上雅孝（岩手県考古学会） 櫻井友梓（岩手県平泉発掘調査事務所） 高橋千晶（奥州市歴史遺産課） 高橋学（秋田県教育委員会） 伊藤武士（秋田城跡発掘調査事務所） 木村淳一（青森県教育委員会）

<註>

(註1) 中井公 1992 「平城京跡から出土した「はかり」のおもりをめぐって」『考古学与生活文化』同志社大学考古学研究室

(註2) 菱田哲郎 2006 『須恵器の系譜』講談社

(註3) 主な研究に、次の文献があげられる。

木元秀樹 1984 「権衡の運用」『続日本紀研究 231号』続日本紀研究会

大隅亜希子 2001 「日本古代の権衡制度」『ヒストリア 174号』大阪歴史学会

(註4) 菅原祥夫 2011 「福島県の古代生業」『シンポジウムⅢ 古代社会の生業をめぐる諸問題』日本考古学協会2011年栃木大会実行委員会

(註5) 谷口義介 1987 「滋賀県桜内遺跡出土の金属錘」『熊本短大論集 第37号第2号』熊本短期大学

(註6) 宮本佐知子 1989 「国内出土の権衡資料」『大阪市文化財論集』財団法人大阪市文化財協会

(註7) 主な研究に次の文献があげられる。

吉村靖徳 1996 「権衡に関する一考察 ―福岡県内出土権状製品の検討と課題―」『研究論集 20』九州歴史資料館

福田聖 1997 「関東の古代権衡資料」『研究紀要 第13号』(財)埼玉県埋蔵文化財調査事業団
望月精司 2003 「古代権状錘に関する一考察 ―北陸出土権衡資料の検討を中心として―」

『北陸古代土器研究 第10号』北陸古代土器研究会

神谷佳明・笹澤恭史 2008 「出土度量衡遺物について」『研究紀要 26』財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

(註8) 筆者は註4の文献で福島県内の石製錘を分銅と記述したが、誤りである。この場を借りて訂正する。

(註9) 註3にあげた木元論文で指摘されている。

(註10) 註1の文献と同じ。

(註11) 註7にあげた望月論文で指摘。

(註12) 註7にあげた望月論文で指摘。

(註13) 福島県教育委員会 1992 「笹目平遺跡」『矢吹地区遺跡発掘調査報告10』

(註14) 官衙風建物群は筆者の造語である。次の文献で、構造・系譜・性格について言及した。

菅原祥夫 1994 「陸奥国南部における富豪層居宅の倉庫群」『古代の稲倉と村落・郷里の世界』奈良国立文化財研究所

菅原祥夫 2007 「東北の豪族居宅」『古代豪族居宅の構造と機能』奈良文化財研究所

菅原祥夫 2008 「東北の豪族居宅(補遺)」『論集 蔵王東麓の郷土誌』中橋省吾先生追悼論集刊行会

(註15) 井上雅孝 2002 「錫杖形鉄製品の研究 ―北東北における古代祭祀具の位置形態―」『岩手考古学 第14号』岩手考古学会

井上雅孝 2006 「古代鉄製祭祀具から見た蝦夷の信仰と儀礼 ―錫杖・三鈷鏡・鉄鐸・錫杖状鉄製品」『立正史学99』立正大学史学会

(註16) 福島県教育委員会 1993 「本飯豊遺跡(第1次)」『東北横断自動車道遺跡調査報告24』

福島県教育委員会 1994 「本飯豊遺跡(第2次)」『東北横断自動車道遺跡調査報告27』

(註17) 福島県教育委員会 1995 「落合遺跡」『東北横断自動車道遺跡調査報告29』

(註18) 会津坂下町教育委員会 1990 「大江古屋敷遺跡」『若宮地区遺跡発掘調査報告書』

会津坂下町教育委員会 1994 「東館遺跡」『坂下北部地区遺跡発掘調査報告書』

会津若松市教育委員会 2000 『屋敷遺跡』

会津若松市教育委員会 2000 「上吉田C遺跡」『県営ほ場整備事業発掘調査報告Ⅱ』

塩川町教育委員会 2004 『内屋敷遺跡』

(註19) 浜通り沿岸部の双葉町郡山五番遺跡から、本飯豊遺跡例と類似形態の土製品が出土している。しかし、紐通し孔が無く、別物と判断した。

(註20) 城柵支配の行われた一帯で、権衡がまったく使用されなかったとは考えられず、福島県以南＝東日本地域圏とは異なる素材、管理・リサイクル方法が存在し、遺物痕跡として見えにくい状態を生み出している可能性は十分に想定される。今後の課題としたい。

(註21) 戸田芳美 1967 『日本領主制成立史の研究』岩波書店

(註22) 井上尚明 2004 「日本古代の市について」『白門考古論叢』中央考古会・中央大学考古学会

(註23) 会津坂下町教育委員会 2005 『陣が峯城跡』

(註24) 菅原祥夫 2004 「東北古墳時代終末期の在地社会再編」『原始・古代日本の集落』同成社

菅原祥夫 2007 「会津地方」『科学研究費補助金(基盤研究B)研究成果報告書 古代東北・北海道におけるモノ・ヒト・文化交流の研究』東北学院大学文学部

古代前半期は、浜・中通り経由で関東の影響が及ぶ。しかし、地域開発はピンポイントでしか行われなかった。

【図版出典】

・図1・3・9：筆者作成。図2：註7の素材から筆者作成。図4・5：註13・15の素材を再構成。遺物写真は筆者の撮影による。図6・7：註16の素材を再構成。遺物写真は筆者の撮影による。図8：註18の素材を再構成。図10：註23の素材を再構成。